

# 住民監査請求の手引

姫路市 監査事務局

(R3.12月作成)

## 目 次

1	住民監査請求とは何ですか。 .....	3
2	住民監査請求の対象となるのは、どのような行為ですか。 .....	3
3	住民監査請求は、誰ができるのですか。 .....	4
4	住民監査請求は、いつでもできるのですか。 .....	4
5	住民監査請求は、どのような方法で行うのですか。 .....	5
6	事実証明書は、必ず添付する必要はありますか。 .....	5
7	住民監査請求の請求書は、どこに提出するのですか。 .....	5
8	住民監査請求は、誰を対象にできますか。 .....	5
9	請求書は、どのように作成したらいいですか。 .....	6
10	請求書は、どのように取り扱われますか。 .....	7
11	住民監査請求の請求書を提出してから結果が出るまで何日掛かりますか。 .....	7
12	監査の結果に不服がある場合は、どうすればいいですか。 .....	7
13	住民監査請求の流れ .....	8

## 1 住民監査請求とは何ですか。

住民監査請求とは、

- 姫路市（以下「市」といいます。）の住民の方が、
- 市長、行政委員会、委員などの執行機関又は市の職員などによる
- 公金の支出、財産の管理、契約の締結など、市の「財務会計上の行為」が、
- 違法又は不当であると認められるときに、
- 監査委員に対して監査を求め、
- 必要な措置を講じるよう請求する

制度です。（地方自治法第242条第1項）

※この制度は、市の財務行政の適正な運営を確保し、市の住民全体の利益を守ることなどを目的としています。

## 2 住民監査請求の対象となるのは、どのような行為ですか。

住民監査請求の対象となるのは、次に該当する行為です。

### (1) 財務会計上の行為

① 公金の支出 (補助金の支出、給与の支給など)	公金とは、法令上、市又はその機関の管理に属する現金、有価証券をいいます。
② 財産の取得・管理・処分 (土地の取得、損害賠償請求権の放棄など)	財産とは、公有財産、物品、債権、基金をいいます。
③ 契約の締結・履行 (売買契約の締結、工事請負契約の履行など)	契約とは、市を一方の当事者とする売買、貸借、請負その他の契約をいいます。
④ 債務その他の義務の負担 (予算額を超える借入金の決定など)	債務その他の義務とは、市に財務上の義務を生じさせるものをいいます。
※上記の財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合においても住民監査請求をすることができます。	

### (2) 怠る事実

① 公金の賦課・徴収を怠る事実 (下水道使用料の賦課、市税の徴収を怠るなど)	賦課とは、法令や条例などに基づいて税、手数料、又は使用料などの金額を確定させることをいいます。 <事実の例> ・条例により使用料を納めるべき者に対し
---	--

	故意に使用料を賦課しないこと ・課税された市税を理由なく徴収しないこと など
② 財産の管理を怠る事実 (公有財産の保全管理、債権管理を怠るなど)	<事実の例> ・市営住宅(公有財産)に不正に入居している者に対して理由なく法令に基づく措置を取らないこと ・条例に基づく貸付金(債権)が貸付目的以外に使われているにもかかわらず漫然と放置していること など

### 3 住民監査請求は、誰ができるのですか。

住民監査請求は、市の住民でなければなりません。

<住民監査請求ができる住民とは>

① **市に住所を有する者**

1人でもできますし、複数人でもできます。

② **市に本店の所在地又は主たる事務所などを置く法人**

### 4 住民監査請求は、いつでもできるのですか。

住民監査請求は、正当な理由がある場合を除いて、「**財務会計上の行為のあった日**」又は「**終わった日**」から**1年**を経過したときは、行うことができません。(地方自治法第242条第2項)

ただし、「怠る事実」については、この限りではありません。

財務会計上の行為から1年を経過して請求書を提出する場合、請求書において、1年を経過したことの正当な理由を示す必要があります。

① 「あった日」	違法又は不当な財務会計上の行為の「あった日」とは、公金の支出をした日や、契約を締結した日などのように、一時的な行為のあった日をいいます。
② 「終わった日」	違法又は不当な財務会計上の行為の「終わった日」とは、市有地の使用貸借契約の満了した日などのように、ある一定の期間継続する行為の終わった日をいいます。

## 5 住民監査請求は、どのような方法で行うのですか。

住民監査請求を行う事柄について、その要旨を記載した**書面(以下「請求書」といいます。)**を作成し、監査委員に提出して行います。

また、提出の際には、違法又は不当とする行為について、**その事実を証明する書面(以下「事実証明書」といいます。)**を添付する必要があります。

## 6 事実証明書は、必ず添付する必要がありますか。

住民監査請求では、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その内容を証する書面を添える必要があります。(地方自治法第 242 条第 1 項)

< 事実証明書 (例) >

- ① 公文書公開請求により開示を受けた財務会計書類などの写し
  - ② 公文書公開請求により開示を受けた職員などが作成した公文書の写し
  - ③ 市に対して行った照会の回答
  - ④ 違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての新聞記事、写真など
- ※これらは一例であり、内容によっては事実証明書として認められない場合があります。

## 7 住民監査請求の請求書は、どこに提出するのですか。

担当部署	姫路市 監査事務局
住所	〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
電話	079-221-2151 (直通)
場所	姫路市役所 本館 8 階

**請求書と事実証明書各 1 通**を窓口へ直接持参するか、郵送してください。

**※事実証明書は、写し(コピー)で構いません。**

**※提出された書類は、返却できません。**

**※FAX や電子メールでの受付はできません。**

## 8 住民監査請求は、誰を対象にできますか。

住民監査請求の対象となる者は、**市長、行政委員会、委員又は市の職員**に限られます。(地方自治法第 242 条第 1 項)

## 9 請求書は、どのように作成したらいいですか。

請求書の様式及び記入例は、次のとおりです。

### 姫路市職員措置請求書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 姫路市監査委員

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、別紙「事実証明書」を添え、必要な措置を請求します。

#### 1 請求の要旨

<注 1 >

請求の内容に応じて、次の事項について簡潔、明瞭に記載してください。不明確な場合は、補正を求めることがあります。

- **誰が**（請求の対象職員：市長・行政委員・市職員）
- **いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」を行っているのか**
- **その行為は、どのような理由で違法・不当なのか**
- **その行為により、どのような損害が姫路市に生じているのか**
- **どのような措置を請求するのか**
- **その行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過している場合はその正当な理由**

<注 2 >

監査委員の監査に代えて「個別外部監査」を求める場合、次のとおり記載してください。また、「個別外部監査」を求める理由も記載してください。

「あわせて、地方自治法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。」

#### 2 請求者

- **住所**
- **氏名（自署）**
- **連絡先（電話番号など）**

(添付書類)

事実証明書

## 10 請求書は、どのように取り扱われますか。

監査事務局で受け付けた請求書は、次のとおり取り扱います。

- ① 監査委員が、住民監査請求の要件を満たしていると判断した場合は、請求書を受理し、住民監査請求があった日から 60 日以内に監査を行い、その結果を通知します。
- ② 監査委員が、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した場合は、請求書を受理せず（却下）、監査を行いません。

<注 1 >

請求書の受付後に、請求書の補正を求めることがあります。

なお、補正に要した時間は、上記①の日数に含まれます。

## 11 住民監査請求の請求書を提出してから結果が出るまで何日掛かりますか。

住民監査請求に基づく監査委員の監査は、**住民監査請求があった日から 60 日以内**（請求書の補正に要した期間を含む。）に行われます。（地方自治法第 242 条第 6 項）

## 12 監査の結果に不服がある場合は、どうすればいいですか。

監査の結果に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。（地方自治法第 242 条の 2）

住民訴訟を提起できる場合	住民訴訟を提起できる期間
監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から 30 日以内
監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	当該措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
監査委員が請求をした日から 60 日を経過しても監査又は勧告を行わない場合	当該 60 日を経過した日から 30 日以内
監査委員の勧告を受けた議会、長その他執行機関又は職員が措置を講じない場合	当該勧告に示された期間を経過した日から 30 日以内

### 13 住民監査請求の流れ

